一　平成二十三年度における改正前の省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を改正前の省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十二年度における平成二十二年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十二年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十一年度における平成二十一年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十一年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十一年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　平成二十年度における平成二十年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十年普通交付税省令附則第十九条の十四第八項の規定により読み替えられた平成二十年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　平成十九年度における平成十九年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成十九年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十六第十三項中「一兆四千二百六十六億円」を「一兆八千八百三十二億円」に改め、同条第十四項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、「附則第十九条の十四第九項及び」を削り、同条第十五項中「法第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」及び「法第十条第三項本文の規定により同日までに決定された」を削る。

附則第十九条の十七を削る。

附則第二十条第一項中「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同条第三項中「0.8」を「0.6」に、「2.23」を「2.28」に改め、同項算式の符号を次のように改める。

算式の符号

A　当該市町村の附則別表第八に定める級地による補正率ア

B　当該市町村の人口に別表第一に定める普通態容補正Ⅲ係数の人口段階ごとのそれぞれの率を乗じて得た数の合計数

C　当該市町村の人口

D　当該市町村の平成17年人口

E　当該市町村の区域に属する島しょのうち当該市町村の事務所（支所及び出張所を除く。）が所在しない島しょ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の平成17年人口

F　当該市町村の附則別表第八に定める級地による補正率イ

附則に次の二条を加える。

（特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第二十一条　法附則第九条の二の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下この条において「特定被災地方公共団体」という。）に対して交付すべき平成二十四年度分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第四号、第五号、第九号、第十号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十七号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
一　陸前高田市、上閉伊郡大槌町、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、鹿児島郡長島町、南九州市、伊佐市、姶良郡湧水町、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町、沖縄県宮古島市、沖縄県石垣市、沖縄県島尻郡渡嘉敷村、沖縄県島尻郡座間味村、沖縄県島尻郡粟国村、沖縄県島尻郡渡名喜村、沖縄県島尻郡南大東村、沖縄県島尻郡北大東村、沖縄県島尻郡伊平屋村、沖縄県島尻郡伊是名村、沖縄県島尻郡久米島町、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県中頭郡北谷町、沖縄県中頭郡北中城村、沖縄県中頭郡中城村、沖縄県中頭郡西原町、沖縄県島尻郡南風原町、沖縄県島尻郡与那原町、沖縄県島尻郡八重瀬町、沖縄県島尻郡渡嘉敷村、沖縄県島尻郡座間味村、沖縄県島尻郡粟国村、沖縄県島尻郡渡名喜村、沖縄県島尻郡南大東村、沖縄県島尻郡北大東村、沖縄県島尻郡伊平屋村、沖縄県島尻郡伊是名村、沖縄県島尻郡久米島町、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県中頭郡北谷町、沖縄県中頭郡北中城村、沖縄県中頭郡中城村、沖縄県中頭郡西原町、沖縄県島尻郡南風原町、沖縄県島尻郡与那原町、沖縄県島尻郡八重瀬町	道路の面積	前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第九条第二項の規定により指定された区間内の道路を除く。）の公示、同法第十八条第一項の供用の開始の公示及び同条第二項の供用の開始の公示がされたものの区域内の道路の路線ごとの決定の公示、同法第十八条第一項の供用の開始の公示及び同条第二項の供用の開始の公示がされたものの区域内の道路の路線ごとの決定の公示、渡船施設（道路法第三条第二号に掲げる渡船施設をいう。）、未満のものを除く。）、橋（幅員二・五メートル以上のものに限る。）並びにトンネル（幅員二・五メートル以上のものに限る。）の面積（当該道路の管理者が当該道路の管理をする地方団体の区分により分別した現在変必要な数値をおおむね含めて通知するものとする。	千平方メートル
二　陸前高田市、上閉伊郡大槌町、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、鹿児島郡長島町、南九州市、伊佐市、姶良郡湧水町、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町、沖縄県宮古島市、沖縄県石垣市、沖縄県島尻郡渡嘉敷村、沖縄県島尻郡座間味村、沖縄県島尻郡粟国村、沖縄県島尻郡渡名喜村、沖縄県島尻郡南大東村、沖縄県島尻郡北大東村、沖縄県島尻郡伊平屋村、沖縄県島尻郡伊是名村、沖縄県島尻郡久米島町、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県中頭郡北谷町、沖縄県中頭郡北中城村、沖縄県中頭郡中城村、沖縄県中頭郡西原町、沖縄県島尻郡南風原町、沖縄県島尻郡与那原町、沖縄県島尻郡八重瀬町	道路の延長	前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路の公示、同法第十八条第一項の供用の開始の公示及び同条第二項の供用の開始の公示がされたものの区域内の道路の路線ごとの決定の公示、同法第十八条第一項の供用の開始の公示及び同条第二項の供用の開始の公示がされたものの区域内の道路の路線ごとの決定の公示、渡船施設、橋（幅員二・五メートル以上のものに限る。）並びにトンネル（幅員二・五メートル以上のものに限る。）の延長（当該道路の管理者が当該道路の管理をする地方団体の区分により分別した現在変必要な数値をおおむね含めて通知するものとする。	キロメートル
三　宮城県、石巻市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	漁港における係留施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港台帳に記載されている係留施設（係船浮標及び係船くいを除く。）の延長の合計数から当該地方団体が経費を負担しないこれに類似する施設（企業庁、企業局その他これを負担しないものが経費を負担するものを除く。）の延長及び当該漁港の規定により漁港の係留施設（係船くいを除く。）に係る係留施設の延長を控除したものとして総務大臣が通知した数。	メートル